



令和6年度 教育行政 執行方針

重点施策

次に、令和6年度の重点施策につきまして、「学校教育の充実」及び「社会教育の推進」の大きく二つに分けて申し上げます。

学校教育の充実 社会に立ち向かって いける力の育成 確かな学力の定着

学校教育の充実の一つ目は、社会に立ち向かっていける力の育成、確かな学力の定着であります。

学校運営につきましては、コミュニ

ティ・スクール（学校運営協議会）の導入7年目となり、地域の力を活用し、学校と地域がパートナーとして、子供たちの成長を支え、改善・充実に努め、ICTを活用した取組等により、小規模校のメリットを最大化し、確かなる力と心優しい人づくりを推進します。

また、校長をはじめとする学校管理職のリーダーシップの下で、多様な専門性を有する質の高い教職員集団を形成し、教職員一人一人が学校経営への参画意識を持ち、組織の力で一人一人の児童生徒等に向き合っていく教育の推進に努めます。

教育課程につきましては、「生きる

力」を支える「知・徳・体」の調和を重視し、伝統文化を尊重、ふるさとを大切にすることを育み、学習意義「何が出来るようになるか」をより明確にしながら、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を地域と共有し、教科等横断的な視点に立った教育課程の編制を図り、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの充実に努めます。

また、ふるさと教育では、地域の施設や人材等の教育資源を活用した体験的な学習活動の促進、中学校の修学旅行の他、姉妹校、嶺北中学校との様々な交流やアイヌの人たちの歴史・文化等に関する教育の充実に努めます。

学習指導につきましては、個別最適な学びと、協働的な学びを一体的に推進し、基礎知識・技能の定着に向け、一斉一律授業からの脱却を目指し、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を図ります。

小学校においては、学びの基礎が重要であること、また、複式学級編制を回避するため、町独自に教諭を配置し、学びの支援を続けます。

また、学習指導要領において、「学習の基盤となる資質・能力」の一つに位置付けられた情報活用能力の育成に向けて、タブレット端末を有効活用し、ICT支援員の配置による学校DXの

はじめに

令和6年第2回浦臼町議会定例会にあたり、浦臼町教育委員会が所管の教育行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

今、社会は、地球規模で進む気候変動やDX・GXの進展など、急速な変化が現実化する中、SDGs達成のための取組など、全ての子供たちの、持続可能な社会の創り手として、複雑で予測困難な時代を逞しく生き抜く力、生まれ育ったふるさとへの誇りと愛着を持ち、多様性、公正や個人の尊厳、多様な幸せ等の価値に重きを置き、思いやりの心を持って、共に支え合いながら、地域づくりを支える人を育むことが必要であり、令和5年度から令和

基本方針

9年度を計画期間として、国が策定した「第4期教育振興基本計画」、北海道教育委員会が策定した、「北海道教育推進計画」と整合性を図り、令和の時代に即した教育の充実・発展に努めてまいります。

まず、教育行政の執行に当たり、浦臼町教育理念「知・徳・体に調和のとれた人間形成」並びに浦臼町教育大綱に掲げる「明日を担う人を育む教育・文化のまち」の理念を踏まえ、一人一人が輝いて生き抜く力、「笑顔で活きる生き学ぶ」教育の推進を引き続き基本方針といたします。

推進により教職員を支援し、指導体制の充実、きめ細かな指導体制の整備に努めます。

さらに、SDGSの視点に立った環境教育の推進などのESD（持続可能な開発のための教育）の推進、各教科等や「総合的な学習の時間」における教科等横断的な学習等の実践など、STEAM教育の推進に努めます。

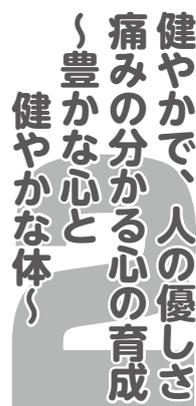
特別支援教育は、共生社会の形成に向け、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、一人一人の教育的ニーズに応じた対応に努めます。

連携教育につきましては、目指す姿を共有し、園児の小学校訪問や小学生の中学校登校など、こども園、小・中学校の連携強化・接続の推進に努めます。

また、小1プロブレム、中1ギャップの未然防止、小・中学校間の乗り入れ授業の実践や教職員の情報共有を深め、小学校における教科担任制の導入など、義務教育9年間を見通した教育課程を支える効果的な指導体制の構築を進めます。

外国語教育につきましては、引き続き、外国語指導助手（ALT）を中学校に年間配置し、中学校英語教育の充実、小学校においては、子供たちが英語で日常的なコミュニケーションができる力を身に付けられるよう努めます。

学校教育の充実



学校教育の充実の二つ目は、健やかで、人の優しさ、痛みの分かる心の育成、豊かな心と健やかな体であります。

道徳教育につきましては、答えが一つではない課題に子供たちが道徳的に向き合い、考え、議論する道徳教育への転換により、物事を多面的・多角的に考え、他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う教育の推進に努めます。

いじめ・不登校につきましては、望ましい人間関係を醸成し楽しい学校生活を送るため、学級集団に関する情報を分析し児童生徒の意欲や解決すべき課題を把握するアンケート「hyper-QU」を全学年で継続的に実施し、児童生徒の支援ニーズの早期把握を進め、「浦臼町いじめ防止基本方針」の周知徹底を図り関係者やスクールカウンセラーとの連携を密にし、未然防止と早期発見、組織的な支援に努めます。

また、ICTの活用力の育成と同時に、発達段階に応じた情報モラルの指導推進に努めます。

校・家庭・地域と連携し有害情報に対する啓発を行い、携帯電話やネットトラブルの根絶に向けた取組を進めてまいります。

学校保健につきましては、早寝早起き朝ごはんを推奨し、食に関する正しい知識や望ましい食習慣の定着を図り、食育の推進に努めるとともに、児童生徒が感染予防対策を身に付けるよう、指導を行うなど、生涯にわたって心身共に健康な生活を送るための資質・能力の育成を図ります。

また、むし歯予防のため、小学校をはじめ、認定こども園にもフッ化物洗口の有効性をPRし、普及に取り組みます。

学校教育の充実



学校教育の充実の三つ目は、安全・安心な学校、信頼される学校づくりであります。

教育の成果は、直接指導する教職員の資質・能力によるところが大きいことから、校内研修の充実、各種研修・研究会等への参加支援を図り、資質・能力の向上に取り組みます。

また、教職員の服務規律の徹底と規

範意識の向上に努めます。

子供の安全確保につきましては、地震や台風などの自然災害から身を守るために必要な知識や能力等の育成に向け、危機管理マニュアルの確認、避難訓練や1日防災学校の実施などの防災教育の推進や事件・事故に対する危険予測、危機回避能力を身に付けさせる防犯教育を進めます。

また、登下校時及び校内の安全確保に努めるとともに、一斉メール配信システムにより、緊急時等の保護者との連絡体制を確保いたします。

学校における働き方改革につきましては、教職員が健康で働ける環境、子供と向き合う時間の確保に向けて、浦臼町立学校における働き方改革アクション・プラン、部活動の在り方に関する方針等に基づき、持続可能な学校運営体制の整備に努めるとともに、校務支援システムによる事務作業の負担軽減をはじめとするICTの一層の有効活用により、取組の推進を図ります。

中学校の休日部活動の地域移行につきましては、本年度、検討協議会を設置して、移行に向けた調査、検討を進めてまいります。

また、教職員のストレスチェックについても継続してまいります。

学習環境の整備につきましては、令和5年度に暑さ対策として空調設備を

設置しましたが、本年度につきましては、国の交付金を活用し、小・中学校にデジタル黒板を導入し、授業改善を進め、施設の適切な維持管理に加え、令和の時代に即した学習環境を推進してまいります。

また、子供たちの教育環境が経済的理由に左右されることの無いよう、就学援助制度、高等学校通学等支援助成、高等学校通学生徒学習情報通信端末導入支援助成、給食費の無償化等の負担軽減策を継続し、各種検定料の助成により、学びの意欲と基礎学力の向上に努めます。

社会教育の推進

地域社会における 連携と見守り 地域における 体制づくり

社会教育の推進の一つ目は、地域社会における連携と見守り、地域における体制づくりであります。

地域の体制づくりにつきましては、小学生の安全・安心なふれあい・学びの場所として「浦臼町子ども広場」を通年開設し、保護者のニーズに応じた運営体制の充実を図ります。

また、地域、町内会等が次代を担う子供たちの健全育成を推進するための事業支援に加え、道立青少年体験活動

支援施設ネイパルを活用するなど、地域の特色を活かした多様な体験活動を推進し、これからの活動の中核となるリーダーの育成に努めてまいります。

乳幼児教育について、乳児にはブックスタート事業を継続し、読み聞かせボランティア活動への支援など子供の読書に親しむ機会の推進に努めます。読書環境の充実につきましては、読書活動推進計画に基づき、だれもが気軽に利用できる環境改善に努め、読書離れが懸念されていることから、小学校への移動図書館事業を行い、啓発に取り組んでまいります。

社会教育の推進

笑顔で生き生き 学べる社会の実現 生涯学習・文化・芸術 の振興

社会教育の推進の二つ目は、笑顔で生き生き学べる社会の実現であり、人生100年時代と言われる時代にあつて、充実した人生を送るには、地域における多様な学びの機会や個々の資質や能力を更新できる学びの場を充実させることが大切です。

文化・芸術につきましては、文化協会と協働し活動の振興に努めます。

また、本格的な施設環境で行われているミュージカル等を鑑賞できるように

町民移動芸術鑑賞会を継続するなど、芸術に触れることにより、町民の感性を高め、心豊かで潤いの持てるかおり高い文化のまちを目指します。

社会教育関係団体の多くは、高齢化などにより活動する機会の減少が進んでおりますが、自主的かつ自発的な活動の支援と、幼児、少年、成人等の各世代を対象とし、生涯学習につながるような多様な社会教育事業の実施に努めます。

また、ALTによる、小学1年生から4年生を対象とした「英語ふれあい教室」を本年度も継続いたします。

文化財につきましては、浦臼町文化財保存会の協力をいただきながら、今日まで守り伝えられてきた財産の保護・保存を行うとともに、郷土の歴史・自然・文化遺産資源の発信に努めます。また、アイヌ遺跡や歴史的資料の保全・維持管理を適正に行つてまいります。

スポーツの振興

少子化・人口減少社会に対応した活力ある生涯スポーツを目指し、モルツクなど、誰もが参加できる楽しいスポーツのPRと場所の提供を推進し、子供から高齢者までのどなたでも笑顔で汗を流せる環境を目指し、施設の適正

管理、利用率の向上に努めます。

また、近年、児童生徒の体力・運動能力の低下や運動習慣の低減が進んでいることから、「子供たちの体力向上教室」を継続し、運動習慣定着の推進を図ります。

以上、令和6年度に取り組む重点施策について申し上げます。

むすび

第四期教育振興基本計画のコンセプトとされている「持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。）の向上」のために、教育は極めて重要であり、引き続き環境整備、各種施策の実施に取り組んでまいります。

町民の皆様並びに議員各位のご理解ご協力を心からお願ひ申し上げます。令和6年度の教育行政執行方針といたします。